
紹 介

スペイン「歴史の記憶に関する法律」

(2007 年 12 月 26 日法律第 52 号)

黒 田 清 彦

〈紹介に当たって〉

2006 年は、スペイン第二共和制が成立した 1931 年から数えて 75 年、共和国政府軍対反乱軍の内戦（以下原語に忠実に市民戦争と表す）勃発から数えて 70 年という節目に当たる年であった。そのため、同年 7 月 7 日の法律第 24 号によって、この年は「歴史記憶の年」（Año de la Memoria Histórica）とされ、市民戦争およびその後のフランコ独裁体制の犠牲となった人々を追悼するための方策が規定された。具体的には、2004 年 9 月に閣内に設けられた犠牲者調査委員会が衆議院憲法委員会に対して報告書を提出すること、デザインなどの一般公募も念頭に置いた記念の切手や標章を作成すること、第二共和制、フランコ独裁および自由のための闘いに関する教育書籍・ビデオの出版や図書館所蔵を文化省や自治州に命ずることなどを内容とするものであった。ある意味ではさほど重大な内容を含むものではないとも言えようが、これが前述の犠牲者調査委員会の設置とともに今回紹介する本法の前提となっていることは明らかである。

本法の正式名称は、「市民戦争および独裁の間に迫害または侵害を受けた者の権利を承認して拡大し救済手段を設けるための法律」（Ley por la que se reconocen y amplían derechos y se establecen medidas en favor de quienes padecieron persecución o violencia durante la Guerra Civil y la Dictadura）で、通称が「歴史の記憶に関する法律」（Ley de la Memoria Histórica）である。正式名称からも窺えるように、1936 年（7 月 17 日：北アフリカのメリーリヤで軍事蜂起、翌 18 日：フランコ将軍がカナリア諸島

守備隊に蜂起指令)から1939年(4月1日:フランコによる終結宣言)にかけて共和国政府軍と反乱軍との間で戦われた市民戦争およびフランコ独裁体制(市民戦争勃発から教えて約40年間)における犠牲者の復権を目的とするものである。もちろん、戦傷者や遺族に対する補償・救済が従来なおざりにされていたわけではなく、民主化(1975年11月20日:フランコ死亡)以降、個々の法令によってそれなりの手当はなされてきた。しかし、本法は、いわば補償・復権の拡大集大成であり、目新しい施策としては、スペイン各地で射殺され墓標もなく埋められたままの犠牲者の所在を捜索し身元を確認するための公的バックアップ、国外追放や亡命によって国籍を失ったり放棄せざるを得なかった者やその子・孫に、さらには市民戦争における国際旅団の義勇兵にも、スペイン国籍取得の途を開いたことである。

私事で恐縮ながら、本法の準備段階で司法大臣を務めていたのは、私の友人の憲法学者ホアン・フェルナンド・ロペス・アギラール(Juan Fernando López Aguilar)氏である。スペイン社会主義労働者党(Partido Socialista Obrero Español)のサバテロ(José Luis Rodríguez Zapatero)政権下最初の司法大臣(2004年4月18日~2007年2月12日)であり、南山大学や名古屋(現愛知)弁護士会、松本の司法博物館などで、あるいは信州の山小屋で夜を徹して戦争や人権について熱く語り合った仲である。人権問題の専門家である彼が一連の動きと本法案の作成に深く関与していることは、間違いないであろう。そのような個人的な関心とは別に、国外で大きく取り上げられたこの法律が日本では全くと言ってよいほど知られていないことも、今回翻訳を試みた動機である。

本法成立に至るまでには、一方では「古傷を抉る」ようなものであるという非難、記念碑や銅像などを打ち壊す復讐行為に繋がるという懸念、あるいはMemoria Histórica(歴史の記憶)ではなくMemoria Histórica(ヒステリックな記憶)であるとの揶揄の一方で、野党左派からは動きが遅いという批判があったと聞く。法文の随所に見られる慎重な表現が、きめ細かい配慮を想起させる所以である。と同時に、特に立法趣旨(Exposición de Motivos)の格調高い(翻訳の稚拙は御容赦いたたくとして)宣言に感慨を覚えるのは、私だけではないであろう。

なお、翻訳文中の斜体は、原文政府官報(2007年12月27日付Boletín Oficial del Estado 310号)のイタリック体に従ったものであり、カッコつき原語表示は訳者の裁量で読者の便宜に供したものである。また、原文で文字(アルファベット)表記のもの、すなわちアラビア数字表記でないもの(附則や最終規定の条数)は、漢数字にて記載した。

市民戦争および独裁の間に迫害または侵害を受けた者の
権利を承認して拡大し救済手段を設けるための
2007年12月26日法律第52号

ホアン・カルロス1世
スペイン国王は、

本法を見て理解するすべての者に対し、
国会が以下の法律を可決し余が裁可したことを知らしめる。

立法趣旨

民主主義への移行を導いた和解と融和の精神ならびに価値観の複数性およびすべての理念の平和的擁護に対する尊重の精神は、明らかな統合性を具えた社会的かつ民主的な法治国家と位置付ける条文を設けることにより、スペイン人の再会和睦(reencuentro)のかかる意思を法的に体现した1978年憲法を我々に制定させるに至った。

民主主義移行の精神は、我々が今まで享受したことのない最も豊かな憲法上の共存モデルを指し示し、憲法に先立つ数十年間、市民戦争およびこれに引き続く独裁体制の結果に苦しんできた者のために、民主化時代の当初から認められてきた様々な手段や権利を説明する。

かかる立法上の努力にもかかわらず、それらの市民の要求に対して、議会の側においても多様な民間団体の側においても、完結的な応答をなすために取るべきイニシアティヴは未だ残っている。それは、我々の民主主義が、今一度当初の融和精神に訴え、かつ憲法の枠内において、看過することのできない合法的で正当な要求だからである。

そうであるからこそ、本法は、2002年11月20日に衆議院憲法委員会が全会一致で採択した決議案に表明されたところを受け入れている。同決議案では、市民代表機関が繰り返し述べてきた以下のことが含まれている。すなわち、《何人も、過去に起こったように、自己の政治的信条を押し付け、すべての市民の自由と尊厳に

反する全体主義体制を確立する目的で、暴力を用いることを正当と考えてはならない。それは、我々の民主社会から非難され拒絶されるに値することである》。本法は、この宣言を取り入れるとともに、2006年3月17日にパリで署名されたヨーロッパ理事会のヨーロッパ議会報告に含まれたフランコ体制批判、すなわち1939年から1975年にかけてスペインで行われた重大な人権侵害の告発をも考慮に入れている。

こうして、政治的もしくは思想的動機によりまたは宗教信仰の動機により、我々の歴史におけるあの悲惨な時期に起こった不正と侵害を直接受けたすべての者に対して、今こそスペイン民主主義およびそれを享受する現在の世代が永久に名誉を回復せしめ復権せしめる時である。もちろん、命を落とした者たちに対してもである。彼らとその家族もである。収監、国外追放・亡命、財産没収、国の内外における強制労働または強制収容のために自由を奪われた者も同様である。そして、結局は長く悲痛な、多くの場合取り返しのつかない亡命生活に追いやられて祖国を失った者も同様である。最後に、それぞれ異なった時期に民主主義の価値観擁護のため戦った民兵隊員、国際旅団兵士、ゲリラ兵たちである。彼らの復権は、2001年5月16日の衆議院本会議により全会一致で要請されたし、最初の民主選挙が行われた際に自主解散した民主軍事連合のメンバーたちによっても要請されていた。

この意味において、本法は、我が国の歴史の周知および民主主義の記憶の促進に向けて公権力が政策を実践するための基盤を提供する。

本法は、個人および家族の記憶に関する多様な側面が、特に公的な困難に直面したときに、民主的な市民権の法規の一部となり、そのように法文に取り込まれるという考慮から発している。この意味において、各々の市民の個人および家族の記憶に対する個人的な権利を認め、本法におけるその最初の表明は第2条に宣言する一般的承認として規定する。

実際、同規定において、市民戦争の間、紛れもなく政治的または思想的な動機によって起きた刑罰、制裁および侵害行為、ならびに同様の理由により爾後の独裁時代に起きた刑罰、制裁および侵害行為の不当性につき一般的な宣言がなされている。

第2条に置かれたこの一般的な宣言は、権利として被害者すべてに開かれ、彼ら自身またはその家族が行使することのできる、復権と回復を内容とする個別的な宣言を得るための特別の手続き規定によって補われる。

本法第3条においては、適正手続きを求める権利の基本的な保障に違反して設け

られた裁判所、陪審または如何なる行政上の機関も違法であり、政治的、思想的な動機または宗教信仰の動機により科された人的な制裁および刑罰も同様に違法であることが宣言されている。こうして、人権に反する規定や決定の法的効力は今やないことが明らかに強調され、これが不正な制裁や刑罰に苦しんだ者の精神的回復に寄与することになる。

この意味において、本法は、明らかに抑圧的で基本的人権に反する独裁体制の下で公布された規範の法的効力を法体系から形の上で除外することを明示し、かつ如何なる行政および司法機関からも復活させないという二重の目的を以て、その法的効力を明示的に剝奪する廃止規定を含む。

第5条ないし第9条は、既に我が国の法制度に取り入れられた経済的な諸権利の様々な改善策を認めている。正にこの方向において、民主主義の防御、今日我々すべてが享受している民主主義を守るために生命を失い、今まで然るべき補償を受けていないすべての者のために、賠償請求権を規定する（第10条）。

この面において、家族の行方を知らず、ある者は共同墓地に埋葬されているという、少なからぬ市民の極めて正当な要求に配慮し、関係者の要請があったときは、行方不明者の所在確認および場合によっては身元確認の作業を、公行政が彼らに対する最後の敬意の証として提供するための方策および手段を準備するいくつもの規定（第11条ないし第14条）を取り入れている。

同様に、市民戦争または独裁体制の記念となるシンボルや建造物との関連において、公共のシンボルは出会いの機会であって、対立、侮辱または侵害の対象ではないとの理解の下に市民が記念碑に向き合う権利を有するという納得の中で、軍事蜂起、市民戦争および独裁抑圧の熱狂を避けるという原則に支えられた一連の方策を定めている（第15条および第16条）。

立法者は、単一化した二重の承認を行うことを正義と考える。第一に、国際旅団の志願兵たちが今まで有してきた国籍を放棄することを要せずにスペイン国籍を取得することを認める（第18条）。次に、本法にいう政治的侵害の犠牲者の尊厳擁護に重要な役割を果たしてきた市民団体も同様である（第19条）。

市民戦争に関する歴史情報の収集およびアクセス権を容易にする目的で、本法は、サラマンカに本部を置く現在の「スペイン市民戦争総合アーカイヴ」を、同じくサラマンカに本部を置く「歴史の記憶ドキュメントセンター」に統合し、他の国立センターに現存するすべての記録をここに移送して、その役割を強化する（第20条ないし第22条）。

本法は、元々スペイン人であった者の第一親等までの卑属に対し、スペイン国籍の取得の可能性を広げる。これにより、市民戦争または独裁体制の結果として亡命によりスペイン国籍を失った者の卑属というだけで、スペインへの移民の正当な希望が叶えられる。

結局、本法は、スペイン人の中で未だに口を開けている傷を塞ぎ、市民戦争の悲劇または独裁の抑圧の結果を、直接または家族の誰かが被った市民に満足を与えることに貢献することを欲している。このようにして民主化移行期の再会と融和の精神を深めることによって認知され名誉を回復されるのは、それらの市民だけでなくスペインの民主主義全体でもあるという完全な確信から、本法はこのような貢献を望むのである。特定の集団的な記憶を植えつけるのは、立法者の仕事ではない。しかし、犠牲者を回復すること、完全な民主的市民権の表現としての個人および家族の記憶に対する権利を最大の規範力を以て認め保護すること、憲法上の諸価値を高めること、かつてのような不寛容と人権侵害の状況が繰り返されるのを避けるために我々の過去の認識および反省を促進すること、これらは立法者の責務であり、法律の任務である。

以上、本法およびその法的結果が答える約束である。

第1条. 本法の目的

1. 本法は、市民戦争および独裁体制の間、政治的、思想的な理由もしくは宗教信仰の理由により迫害または侵害を受けた者のために権利を認め拡大すること、その精神的回復およびその個人および家族の記憶の回復を促進すること、ならびに市民間の分裂要因を除去するための補足の方策を採ることを目的とする。これらはすべて、憲法上の原則、価値および自由をめぐり、何世代にもわたるスペイン人の間で結束と連帯を促進するためである。
2. 本法により、国の政策として、市民戦争および独裁体制の間に起きた事実および状況を知ることが容易にし、かつその歴史的時期に関連し公共アーカイヴに保管されている記録の保護を保障しつつ、民主主義の価値および原則の促進を企図する。

第2条. 一般的認識

1. 精神的回復ならびに個人および家族の記憶の回復に対する市民すべての権利の表現として、市民戦争の間に政治的または思想的な理由によって起きたすべての刑

〔紹介〕スペイン「歴史の記憶に関する法律」(2007年12月26日法律第52号)

罰、制裁および形式の如何を問わず人的侵害、ならびに同様の原因により独裁時代に起きたすべての刑罰、制裁および形式の如何を問わず侵害行為の根本的な不当性を認め宣言する。

2. 前項の理由は、政党、労働組合、宗教的または軍事的な組織、少数民族、秘密結社、フリーメーソンの拠点およびレジスタンス・グループに所属し、協力し、または関係したこと、ならびに文化的、言語的な選択と結びついた行動または性教育を実践したことを含む。

3. また、市民戦争および独裁体制の間における多くのスペイン人の亡命を引き起こした不正を認め宣言する。

第3条. 違法性の宣言

1. 市民戦争の間、政治的、思想的な動機または宗教信仰上の動機により、人的な刑罰または制裁を科すために設置された裁判所、陪審およびその他の刑事機関または行政機関の違法性ならびにその決定の違法性を宣言する。

2. 法に反しかつ正当な裁判を受ける権利という最も基本的な要請を侵害するが故に、本法第2条に定められたところに従い、政治的、思想的な動機または宗教信仰上の動機により設置されたフリーメーソン・共産主義弾劾裁判所、公安裁判所、政治責任裁判所および軍法会議の違法性を如何なる場合においても宣言する。

3. 同様に、独裁時代に従前の制度的合法性を擁護し、スペインにおける民主主義体制の再構築を企図し、または今日憲法によって承認されている権利と自由と守られた選択に従い生きようとした者に対し政治的、思想的な動機または宗教信仰上の動機により裁判所または刑事機関もしくは行政機関から下された刑罰および制裁が、形式および内容の瑕疵により、違法であることを宣言する。

第4条. 人的回復および認知の宣言

1. 市民戦争および独裁体制の間、以上の条文にいう決定の影響を受けた者に対し、人的回復および認知の宣言を得る権利を認める。

この権利は、以上の規定において認められた他の権利および手段ならびに司法裁判所に対して行った請求権の行使と完全に両立する。

2. 影響を受けた者および同人が死亡した場合にはその配偶者または類似の愛情関係により結ばれた者、本人の尊属、卑属および二親等までの傍系親族は、この宣言を請求する権利を有するものとする。

3. また、公的機関も、本人が同機関において重要な役職に就きまたは顕著な活動を行ったが前項に定める配偶者または親族を欠く場合に、合議体の運営機関の事前の合意を得て、同宣言を請求することができる。
4. 前3項に定められた者および機関は、司法省に対し、宣言書の発行を請求することができる。そのために、事実に関して有する記録または手続きに必要な記録および適切と考える記録をすべて提出することができるものとする。
5. 本法にいう宣言書は、法制上定められた他の如何なる回復方式とも両立するものとし、国または如何なる公行政の財産的責任を認めるための証券ではなく、経済上もしくは職業上の回復または賠償の効果を生ぜしめるものではない。司法省は、本法に定められたところに合致しないときは、宣言書の発行を拒むものとする。

第5条. 前の市民戦争の結果としてまたはそれに際して死亡したスペイン人の寡婦、子その他の家族のための年金、医薬扶助および社会福祉を認める 1979年9月18日の法律第5号により認められた給付・援助の改善

1. 前の市民戦争の結果としてまたはそれに際して死亡したスペイン人の寡婦、子その他の家族のための年金、医薬扶助および社会福祉を認める 1979年9月18日の法律第5号により定められた保護行為を補充する目的で、第1条第2号a)およびc)を次のように改正する。

《a) 市民戦争の結果として生じた負傷、疾病または損傷による。

c) 政治および組合の活動または意見の結果として、但し市民戦争と死亡との間における個人的かつ直接的因果関係が存する場合。》

2. 前項の規定によって認められる年金は、本法の施行日に次ぐ月の初日より経済的效果を生じ、国の年金生活者層に関する制度において効力失効を定める法規の適用を妨げないものとする。

第6条. 特定孤児年金の金額

1. 1979年9月18日の法律第5号および1980年6月26日の法律第35号に定められた非公務員の年金で、21歳以上の無能力者でない孤児のための孤児年金の金額は、月132.86ユーロと定める。
2. 本条の孤児年金については、現行の経済的補足制度が適用され、毎年国の一般予算に関する法律が定める再評価を受けるものとする。
3. 前2項の規定は、本法施行の日に次ぐ月の初日より経済的效果を生ずるものと

する。但し、国の年金生活者層に関する制度において効力失効を定める法規の適用を妨げないものとする。

第7条. アムネ스티に関する1977年10月15日の法律第46号に定められた場合の結果として収監に苦しんだ者のための賠償の適用範囲修正

1. 独裁時代に監獄に収監されていた期間につき賠償を受けることから以前は除外されていた場合を含める目的で、1990年度国の一般予算に関する1990年6月29日の法律第4号の附則第十八条第一項および第二項を次のように改正する。

《一 1977年10月15日の法律第46号に定められた場合の結果として、その態様が如何なるものであれ監獄施設または囚人部隊において3年以上自由剝奪に苦しんだことを証する者にして1990年12月31日において満60歳に達している者は、以下の段階に従い、1回限り賠償金を受け取る権利を有するものとする。

3年以上の収監：6,010.12€

3年を上回る3年毎に：1,202.02€

二 この賠償金受給権者が死亡しており、かつ1990年12月31日において満60歳に達していたはずであるときは、生存配偶者は、伴侶死亡により寡婦年金を受給する身であっても、またはそうでなくとも本人の配偶者であった寡婦であることを証すれば、同賠償金を受給する権利を有するものとする。》

2. 国の予算に関する1990年6月29日の法律第4号の附則第十八条に第二項の二および第七項を以下のように追加する。

《二の二 1977年10月15日の法律第46号に定められた場合の結果として3年未満の間自由剝奪に苦しんだ後死刑の宣告を受け実際に執行され、かかる状況下、社会的保護に携わる公的システムの負担による年金も賠償も認められなかった者の生存配偶者に対し、9,616.18€の賠償金を認める。》

《七 前第一項および第二項に定められた受給権を有すると考える者は、本人であれ生存配偶者または寡婦年金受給者であれ、前述の件費・公的年金総局に対し、明示的に受給を申請しなければならない。》

第 8 条. アムネスティに関する 1977 年 10 月 15 日の法律第 46 号に定められた場合の結果として自由剝奪に苦しんだ者のための賠償に関する自然人の所得税課税

2005 年 1 月 1 日より、2004 年 5 月 5 日の立法政令により承認された自然人の所得税に関する法律改正法第 7 条に u) を新たに付加し、以下のように定める。

《u) アムネスティに関する 1977 年 10 月 15 日の法律第 46 号に定められた場合の結果として監獄施設において自由を剝奪されたことに対する補償のために国および自治州の立法府において定められた賠償。》

第 9 条. アムネスティに関する 1977 年 10 月 15 日の法律第 46 号に定められた場合の結果としての自由剝奪に対し 1999 年 1 月 1 日より受給の賠償金への課税を補償するための援助

1. 1999 年 1 月 1 日より本法施行日までに、アムネスティに関する 1977 年 10 月 15 日の法律第 46 号に定められた場合の結果としての自由剝奪に対する補償のため国および自治州の立法において規定された賠償金を受給した者は、定められた形式および期間内に、この間の課税時期の各々の自然人所得税申告において賠償金所得として申告した税額の 15% 分の援助金の支払を請求することができるものとする。
2. 前項の者が死亡したときは、援助金は、相続人が請求することができるものとする。
3. 本条に定められたところに従い受給された援助金は、自然人所得税を免除されるものとする。
4. この援助金の承認および支払に関する手続き、受給条件ならびに管轄機関は、経済・財務省令により定めるものとする。

第 10 条. 1968 年 1 月 1 日より 1977 年 10 月 6 日までの間に民主主義を擁護して死亡した者の承認

1. その死の際に生じた特別の状況に鑑み、1968 年 1 月 1 日より 1977 年 10 月 6 日までの間に民主主義的自由および権利の擁護ならびに回復のために死亡した者の相続人に、135,000€ の補償金を受給する権利を認める。
2. 死亡した者の子および配偶者にして法的に別居しておらず別居手続き中でもなく婚姻無効確認訴訟中でもなかった者、または少なくとも死亡時前直近の 2 年間、配偶者と同様の愛情関係において恒常的に同居していた者は、前項の補償金受給者

とする。この最後の場合において、共通の子を有していたときは、単に同居のみで足りる。

次に、これらの者が存しないときは、死亡した者の親、孫、兄弟姉妹および死亡した者に経済的に依存していた同居人の子が、この順序で排他的に受給者になるものとする。

補償金を受給する権利を有するもののグループに属する者が複数あるときは、総額は、同一条件で権利を有する者間で均等に配分するものとする。但し、死亡した者の配偶者または同様の愛情関係にあった者と子とが共存する場合においては、配偶者または同様の愛情関係にあった者と子全員との間で補償援助金を50%ずつ配分するものとする。

3. 賠償金の支払は、同一の事実に基づいて如何なる経済的な賠償も補償も受けなかったか、受けたとしても本条に定められた金額を下回る場合にのみ、手続きを行うものとする。

4. 政府は、本条に定められた補償金の支給のための条件および手続きを政令によって定めるものとする。

5. 本条に定められた補償金の受給者は、前項の政令に定められた委員会に対し申請書を提出するために、その施行より起算して1年の期間を有するものとする。

第11条. 犠牲者の所在発見および身元確認のための公行政と個人との協力

1. 公行政は、その権限において、犠牲者の直系卑属から申請があったときは、市民戦争または爾後の政治的抑圧の間に暴力によって姿を消し、その行方が分からない者の調査、所在発見および身元確認の活動の便宜を図るものとする。前項の規定は、2004年6月1日以前に設立され、目的としてこれらの活動の展開を含む団体について適用することができるものとする。

2. 国家行政は、作業計画を策定し、本条に定められた活動から生ずる費用を出捐するための助成を定めるものとする。

第12条. 犠牲者の身元確認および所在発見のための方策

1. 政府は、すべての公行政機関と協力して、遺骸発掘における制度上の協力および適切な介入を保障する科学的にして他分野にわたる規約 (protocolo) を作成するものとする。また、作業に参加する社会団体を助成するに適切な協力協定を締結するものとする。

2. 公行政機関は、各々の地域内において、前条の者の所在が判明した地を明らかにした地図を、遺骸に関して入手できた補足的情報すべてを含めて作成し、関心を有する者すべてに供するものとする。

政府は、関心を有する市民すべてがアクセスでき、管轄の公行政機関が送付すべきデータが含まれる、スペイン全土にまたがる全国地図の準備に取りかかり作成するものとする。

地図に含まれる地域は、法令で定める条件において地権者 (titulares) に対する特別の保護の対象となる。また、管轄の公権力は、その適切な保護に向けた方策を採るものとする。

第 13 条. 所在発見および身元確認の活動に対する行政庁の許可

1. 管轄の公行政機関は、歴史資産に関する法規および政府が承認する活動規約 (protocolo de actuación) に従い、第 11 条第 1 項に規定された犠牲者の遺骸の所在発見に向けた捜索作業を許可するものとする。発見されたときは、直ちに管轄の行政当局および司法当局に知らせるものとする。

2. 公行政機関は、その権限行使において、第 11 条第 1 項に規定された犠牲者の直系卑属またはその名において行為する団体が、身元確認および他への移送のために、共同墓地に埋葬された遺骸を回収することができる手続きおよび条件を定めるものとする。

3. いずれの場合においても、発掘は、管轄当局側による行政許可に従うものとし、許可に際しては、遺骸が移送されるべき者の直系卑属のいずれかによる異議の存在を慎重に考慮することを要する。そのために、当該決定に先立ち、管轄行政機関は、提出された申請書を適切に公示し、すべての場合において、国家行政に対し異議の存在を知らせて前条第 1 項の地図に記載させなければならない。

4. 移送の対象となりかつ異議が申し立てられなかった遺骸は、発見された市町村の区域に属する墓地に埋葬するものとする。

第 14 条. 所在発見および身元確認の作業に係る地へのアクセス

1. 第 13 条第 1 項に規定された者の遺骸の所在確認、および身元確認または移送の活動の実現は、公共の利益および社会利益のためであり、それが行われる場合においては強制収用法第 108 条ないし第 119 条に従い、当該土地の一時的な占有を認める効果を生ずる。

2. 前項に定められた活動のため、管轄当局は、公共の利益に基づく正当な理由に

よる場合を除き、公的所有名義の土地を一時的に占有することを認めるものとする。

3. 私的所有名義の土地の場合においては、卑属または前項に従い正当な権限を有する組織は、遺骸が発見された土地に係る権利を有する者の同意を請求することを要する。その同意を得られなかったときは、公行政機関は一時的占有を許可することができるが、この場合権利に影響が及ぶ地権者の意見を聴聞し、その申し立てを考慮して、土地を占有するものの負担において然るべき補償を定めるものとする。

第15条. 公共のシンボルおよび記念碑

1. 公行政機関はその権限において、軍事蜂起、市民戦争および独裁の弾圧に関連する紋章、記章、プレートその他の物、または個人もしくは集団を賛美する記念文言(menciones)を撤去するための適切な方策を採るものとする。この方策には、公的な補助金または援助の廃止を含むことができる。

2. 前項の規定は、文言が極めて私的な思い出の言葉であって対立者(enfrentados)に対する賛美でないとき、または法律によって保護された芸術的、建築学的もしくは宗教芸術的な理由がある(concurrir)場合には、適用しないものとする。

3. 政府は、前項に定められたところに従い、自治州および地方組織と協力し、市民戦争および独裁に関連する遺跡(vestigios)のリストを作成するものとする。

4. 公行政機関は、本条第1項に定められた方策を実践しない民間所有者に対する補助金または援助を撤回することができる。

第16条. 戦没者の谷(Valle de los Caídos)

1. 戦没者の谷は、礼拝所および公共墓地に一般的に適用される規範により厳重に管理する(regirse)ものとする。

2. 敷地内の如何なる場所においても、政治的な行事、および市民戦争、その立役者またはフランコ主義を賛美する行事を行うことはできない。

第17条. 強制労働によって行われた建設および土木工事

政府は、他の公行政機関と協力し、労務囚人部隊ならびに強制収容所の囚人、労務部隊および軍事刑務所の囚人によって行われた建設および土木工事の一斉調査を行うものとする。

第 18 条. 国際旅団の義勇兵に対するスペイン国籍付与

1. 1936 年ないし 1939 年の市民戦争に参加した国際旅団の義勇兵に対して、1996 年 1 月 19 日の政令第 39 号により認められた権利を実現するため、スペイン国籍の帰化承認状取得を定めた民法第 23 条の b が要求する前国籍の放棄は、これらの者については適用しないものとする。
2. 閣議において承認された政令において、前項に定められた者がスペイン国籍を取得する際の要件および手続きを定めるものとする。

第 19 条. 犠牲者協会の承認

本法が定める政治的暴力の犠牲者全員の尊厳擁護において際立った協会、財団および組織の業績を承認する。政府は、政令を通して、これらの団体に相応しい榮譽 (distinción) を与えることができる。

第 20 条. 歴史の記憶ドキュメントセンターの設置および市民戦争総合アーカイヴ

1. 2005 年 11 月 17 日の法律第 21 号に定められたところに従い、歴史の記憶ドキュメントセンターを設置し、その本部はサラマンカ市に置く。
2. 歴史の記憶ドキュメントセンターの役割は、以下のとおりである。
 - a. 1999 年 3 月 12 日の政令第 426 号により創設された市民戦争総合アーカイヴを維持および発展させること。この目的において、かつ正規に定められる手続きを経て、1936 年から 1939 年の市民戦争および爾後の政治的抑圧に関する原本または信頼に足るその写しを本アーカイヴにすべてまとめることとし、現存する博物館、図書館または国立アーカイヴにはこれら書類のデジタル化した写しを保存するものとする。また、国家行政は、歴史に残るかかる時代に関する重要な証言を収集する作業に取りかかり、総合アーカイヴに移送し統括するものとする。
 - b. 市民戦争、フランコ独裁、それに対するゲリラ抵抗運動、国外追放・亡命、第二次世界大戦中におけるスペイン人の強制収容所収監および民主化への移行期に関する研究にとって興味の対象になり得る所蔵文書 (fondos documentales) および二次的情報源の修復、収集、編成、および関心を有する者に提供すること。
 - c. 市民戦争、フランコ体制、国外追放・亡命および民主化への移行期に関する歴史的調査を促進し、その結果の普及に貢献すること。

〔紹介〕スペイン「歴史の記憶に関する法律」(2007年12月26日法律第52号)

- d. センター所蔵資料の普及を促進し、利用者および代表的な組織の積極的な参画に便宜を図ること。
 - e. 市民戦争および独裁体制に関する学究・調査の作業を進めるため、褒賞および奨学金により研究者に対する援助を与えること。
 - f. 他の諸国にも存在した類似する時代経過に関する情報および記録を収集し、関心を有する者に提供すること。
3. 歴史の記憶ドキュメントセンターの組織および運営は、閣議において承認された政令により定めるものとする。

第21条. 市民戦争および独裁体制に関する文書の取得および保護

1. 国家行政は毎年、国の一般予算で場合毎に定められる歳費に応じ、公共または民間の、国内または海外のアーカイヴに存在する市民戦争または爾後の政治的抑圧に関する文書を、原本であれ何らかの形で原本に忠実に言葉、データおよび数字を保管、認識または再生し得る手段を以ててあれ、それらの取得を目的とした協定の計画を承認するものとする。
2. スペイン歴史遺産に関する1985年6月25日の法律第16号に定められたところに従い、市民戦争および独裁体制に関する公共ならびに民間のアーカイヴに所蔵する文書は、記録文献遺産 (Patrimonio Documental y Bibliográfico) に加えられることを宣言する。

第22条. 公共および民間のアーカイヴの所蔵資料 (fondos) へのアクセス権

1. 本法に定められたところに従い、公共アーカイヴに保管された文書へのアクセス権および請求された写しの取得を保証する。
2. 前項の規定は、公的資金によって全面的または部分的に援助を受ける民間アーカイヴにも同様に適用されるものとする。
3. 公権力は、特にこれらの文書の破損が著しい場合または劣化の危険がある場合には、保護、保全およびカタログ作成のための必要策を採るものとする。

附則一 スペイン市民戦争総合アーカイヴの適正化

スペイン市民戦争総合アーカイヴを組織し再編するために必要な活動を遂行する権限を政府に与える。

附則二

本法に定められた規定は、法律またはスペインが調印した国際条約および協定に定められた通常および特別の訴訟権行使ならびに司法手続きと両立する。

附則三 制度的枠組み

本法施行後 1 年の期間内に、政府は、民主主義の記憶の保存および促進に関する公共政策を推し進める制度的枠組みを定めるものとする。

附則四 臨時賠償を承認する権限の政府への付与

1. 本法第 10 条第 1 項が定める事実、状況および条件において無能力となる障害を被った者に対する臨時賠償金を与える範囲、条件および手続きを定める権限を、6 カ月の期間内に政令により政府に与える。
2. 同様の事実があるのに社会保障の公的システムの負担で賠償または経済的補償を受けていないときは、本条に定められた賠償金の承認手続きを行うものとする。
3. 本条に定められた賠償は、無能力となった者に直接支払われ、その権利は譲渡できないものとする。

附則五

1984 年 10 月 22 日の法律第 37 号の適用に関しては、1936 年 7 月 18 日以降共和国軍に編入された商船隊の隊員は、海軍予備軍への編入を定めた 1937 年 3 月 13 日の政令、同政令を適用し商船隊員の予備軍入隊および階級序列を定めた 1937 年 6 月 12 日の政令、ならびにこれらの政令を具体化して同序列の規則を定めた 1937 年 10 月 10 日の回覧指令 (orden circular) に含まれるものとする。該当する年金の支払は、同じ状況であるのに何ら経済的補償を受給しなかったとき、または受給しても本法規定に定められた額を下回るときは、支払手続きがなされるものとする。

附則六

戦没者の谷の運営財団は、1936 年から 1939 年の市民戦争および爾後の政治的抑圧の結果死亡したすべての者の記憶を称え復権することを目的の中に含め、歴史に残るこの時代および憲法価値に関する知識を深めることを目指すものとする。と同時に、我々の社会に存する和解と共存の願望を促進するものとする。これらはすべて、第 16 条によるところである。

〔紹介〕スペイン「歴史の記憶に関する法律」(2007年12月26日法律第52号)

附則七 スペイン国籍の取得

1. 父親または母親が本来スペイン人であった者は、本附則の施行より2年内に申告を行えば、生来のスペイン国籍を取得できる。この期間は、閣議の決定により1年を限度として延長できるものとする。
2. この権利は、国外追放・亡命の結果スペイン国籍を失ったか放棄しなければならなかった者の孫にも認められるものとする。

附則八 民事登録の死亡証明記録簿閲覧へのアクセス

政府は、本法規定を履行するために必要な限り、登記・公証総局に属する民事登録の死亡証明記録簿閲覧へのアクセスに便宜を図るため、司法省を通じ必要な規定を定めるものとする。

廃止規定

憲法の廃止規定3に定められたところに従い、政令第79号で承認された国防評議会 (Junta de Defensa Nacional) による1936年7月28日の内戦令 (Bando de Guerra)、1936年8月31日令、とりわけ1936年11月1日のフランコ將軍令第55号、国家安全保障に対する刑法の改正に関する1940年7月12日および1941年3月29日の国家安全保障法、軍事蜂起罪の改正に関する1943年3月2日の法律、軍事蜂起、盗賊およびテロ行為に関する1947年4月18日の政令、軍法典 (Código de Justicia Militar) 改正に関する1971年の法律第42号および第44号、政治的責任に関する1939年2月9日および1942年2月19日の法律、フリーメーソンおよび共産主義抑圧に関する1940年3月1日の法律、1959年7月30日の治安法、治安裁判所を創設する1963年の法律第15号が廃止されたことを明言する。

最終規定一 本法適用推進の権限

政府およびその構成員は、各々の権限の範囲内において、本法の規定を発展させ適用するに必要な規定を定める権限を有する。

最終規定二 施行

本法は、政府官報公布の翌日に施行するものとする。但し、附則七は公布の年に施行するものとする。

然して、

すべてのスペイン人、私人および当局に対して、本法を遵守し、遵守させることを命ずる。

マドリー、2007年12月26日

ホアン・カルロス国王

内閣総理大臣 ホセー・ルイス・ロドリゲス・サパテロ

〔訳者註〕

- ・民主主義(への)移行(期)：Transición〔立法理由冒頭〕

フランコ総統が亡くなった1975年(11月20日)から新憲法が誕生した1978年(10月31日国会通過、12月6日国民投票承認、同27日国王裁可、同29日公布・施行)までの間のことをいう。

- ・立法政令：decreto legislativo〔第8条〕

政令(decreto)という語が用いられているけれども法律(ley)の範疇に属する法規範であり、国会の委任に基づき内閣が制定する(憲法82条1項)。新立法の場合、その目的や原則を定めた根拠法(ley de bases)と呼ばれる委任法が国会で採択され、これに従い内閣が制定するため、形式的には内閣権限に属する政令(decreto)ではあるが、内容的には立法権(poder legislativo)の縛りがかかっているため、法律の一種とされる(同条1項・2項・4項)。

- ・別居：separación〔第10条第2項〕

離婚が認められていない当時、別居という法定制度がこれに代わるものであった。ローマ法以来、食事とベッドを共にしない夫婦のための「卓床離婚」(ラテン語でdivortium a mensa et thoro)と称されていた制度である。

- ・政令：Real Decreto〔第10条第4項・5項、以下多数〕

議会君主制下のスペインでは、1979年以降“Real”(英語のRoyal)の語が付加されるようになったが、法的にはそれ以前の「政令」(Decreto)と異ならないので、誤解を避けるためにも敢えて「勅令」とは訳さない。

- ・戦没者の谷：Valle de los Caidos〔第16条〕

1940年から1958年にかけて建設された、市民戦争における両軍の3万3千人を超える戦死者を祀る巨大な廟。マドリー西北のグアダラマ山脈の谷間に存する。1975年11月20日に病没したフランコ将軍もここに眠る。

- ・国外追放・亡命：exilio〔第20条他〕

Exilioという語の複合的意味に鑑み、「国外追放・亡命」と訳した。

(2008年5月31日脱稿)